

令和2年度

事業計画書

社会福祉法人スキーム福祉の会

社会福祉法人スキーム福祉の会

令和2年度事業計画

当施設も開設以来23年、また介護保険制度が発足して丁度20年が経過しました。介護保険制度施行後、『措置制度』からサービスの質が大きく問われる『契約制度』へと移行されましたが、これまで特に大きな問題もなく運営が継続できております。平成31年度は、10月に介護職員等特定処遇改善加算の創設がありました。この加算の背景には、「人材確保」「離職防止」そして「キャリアアップによる賃金アップ」を図る目的があります。介護業界を取り巻く人材不足は、年々深刻な状態にあります。これら加算等の活用をはじめ、4月に施行された働き方改革の遵守等により、職員のモチベーションアップを図るとともに資質向上につなげ、職員満足はもとより、利用者満足、施設満足も充実していけるよう日々精進して参りたいと思います。

特養部門では、従来型・ユニット型とも順調に稼働しております。令和2年度も軽微な制度改正はありますが、大きな報酬改定はありませんので、チームケアの実施により専門性を発揮し、ご入居者に満足いただけるサービス提供ができるよう努めて参ります。また、ヒューマンエラーによる誤薬やセンサーの入れ忘れ等による介護事故が0になるよう努めて参ります。一方、通所部門でも稼働率は安定しておりますが、総合支援事業の開始により軽度者の利用が減少してきておりますことから、今年度中に緩和型デイサービスを取り入れて介護予防にも重点を置き、更なる稼働率向上に向けて取り組みを行って参りたいと思います。

最後に、地域貢献活動としまして、昨年に引き続き総社市社会福祉協議会及び総社市社会福祉法人社会貢献活動推進協議会と連携を図り、福祉祭りやフードバンク活動への参加を継続して行って参りたいと思います。

理 念

私たちは、利用者が安心して暮らせる社会を創造し、地域から愛される施設を目指します。

経営方針

1. 利用者が安心して暮らせる施設を目指します
2. 職員が安心して働ける職場づくりに努めます
3. 経営の健全性と事業の永続性を確保します

サービス基本方針

1. 私たちは、利用者の立場に立ってサービスを提供します
2. 私たちは、家族の安心と信頼を得られるよう努めます
3. 私たちは、地域と交流を持ち福祉の拠点となる施設を目指します

4. 私たちは、責任感と向上心を持って働きます

令和2年度重点取組

1. サービスの質の向上

専門職としての知識・技術を向上させるべく、日々の業務に対して根拠に基づくサービス（科学的介護）を実践します。また、各職種で専門性が発揮できるよう、カンファレンス・ユニット会議等でしっかり情報共有に努め、全体で質の高いチームケアが実践できるよう努めます。

2. 組織の活性化

組織全体として、従来からのやり方に捉われず常に問題意識を持って業務にあたり、常に根拠に基づいた行動を行うことで意識改革、業務改革を図って参ります。また、改革がスムーズに行えるように、指揮命令系統の明確化と担当業務の専門性を強め、組織の仕組みを整備・強化します。

3. 人材の育成

昨今の福祉業界は入所部門・在宅部門を問わず、専門職としての質の向上が大きく求められています。職員一人ひとりのキャリアアップの向上を図る観点からも、専門知識・技術の習得のための各種研修会や勉強会への参加を促進し、職員の質の全体的な底上げを図ってまいります。

4. リスクマネジメント

介護事故、交通事故又は労働災害等を未然に防ぐために、ヒヤリハット等を活用し、事故防止委員会において原因を究明することで重大事故の発生を防ぎます。また、各ユニットで発生した事故内容の検証や、ヒヤリハットの改善策が確実に実施できているかどうかモニタリングを行うといったPDCAを実施することで安易なヒューマンエラーを失くすよう努めます。併せて、新型コロナウイルスやインフルエンザ等の蔓延にも細心の注意を払い、集団感染を防ぎます。

5. 防災対策

全国各地での大災害を教訓に、災害に対してあらゆる準備を行って参ります。マニュアルの改定、BCPの作成、設備の点検チェック表の作成等、有事の際に備えて万全の体制を整えて参ります。また、年3回実施する避難訓練においても実際に想定したより綿密な訓練を行うとともに、職員研修で防災についての研修を行って参ります。

6. 地域貢献（地域交流・貢献委員会）

社会福祉協議会との連携や総社市社会福祉法人貢献活動推進協議会（ふくしネットそうじゃ）の会員事業所として同協議会が推進する地域貢献事業や地域の公益的な事業を協働

して推進します。定着してきたフードドライブを引き続き実施するほか、子ども食堂の実施主体の支援を行って参ります。

管理部門

1、企画・育成

地域のために役立つ活動や利用者の活性化、職員の資質向上及び楽しい職場づくりについて考え、行動致します。

① イベント等計画

開催予定月	イベント内容	対象施設	主催
4月	お花見会	特養・ショート・ケア デイ	各事業所
9月	敬老会	特養・ショート・ケア デイ	各事業所
10月	秋祭り	特養・ショート・ケア デイ	秋祭り実行委員会
11月	もみじ祭り	特養・ショート・ケア デイ	各事業所
12月	クリスマス会	特養・ショート・ケア デイ	各事業所

② 令和2年度施設内研修計画 (松原)

研修項目	研修内容	開催月	開催単位	準備担当・講師
服務規則	服務規則 研修委員会アンケートフィードバック	4月	法人全体	施設長 研修委員会
感染症予防研修① (食中毒)	食中毒に関する基本的理解と発生時の対応	5月	法人全体	管理栄養士
権利擁護研修	働きやすい職場環境に関する理解	6月	法人全体	外部講師
事故防止研修①	介護事故防止に資する研修(KYT)		各ユニット	
活動報告会	令和1年3月実施予定だったものを発表	7月	法人全体	研修委員会
看取り看護	見取り看護の基本的理解と推進	8月	法人全体	看護主任
口腔ケア研修	口腔ケアの基礎知識と効用	9月	法人全体	吉備路歯科
緊急時対応研修 (心肺蘇生法)	意識喪失・心肺停止状態への対応 (AED)	10月	法人全体	総社消防署
感染症予防研修② (ノロ・インフル)	ノロウイルス・インフルエンザに関する基本的理解と発生時の対応	11月	各ユニット	
防災研修	防災マニュアル(火災・風水害・地震対応)		法人全体	防災委員長

身体拘束廃止研修②	身体拘束の弊害・代替方法に関する知識			特養相談員
褥瘡予防研修	褥瘡の予防と処置に関する知識・技術	1月	法人全体	外部講師
事故防止研修②	介護事故防止に資する研修(ヒヤリハット・事故報告書振り返り他)		各ユニット	
認知症ケア研修	認知症高齢者へのかかわり方	2月	法人全体	地域包括支援センター職員
活動報告会	各部署による活動報告	3月	法人全体	研修委員会

③施設外研修

施設職員生涯研修	基礎・初任者・中堅・指導・管理
認知症研修	実践者研修・実践リーダー研修
その他	給食に関する研修・地域ケアに関する研修等
	感染症研修・リスクマネジメント研修等
	中間管理職研修・ユニットリーダー研修・介護支援専門員研修等

2. 事務担当

① 会議

毎月1回 事業所間連絡調整会議 デイ会議 特養リーダー会議
特養ユニット会議 看護会議 経営会議

② 各種委員会

毎月1回 感染症・食中毒対策委員会・褥瘡対策委員会・給食委員会
安全衛生委員会（KY活動）
3か月1回 広報委員会
適時 秋祭り実行委員会

③ 防災訓練計画（R2年度実施予定）

1回目 夜間想定防災訓練（火災）消防署立ち合い
2回目 昼間想定防災訓練（火災）
3回目 昼間想定防災訓練（土砂災害）

3. 建物設備維持・管理

発電機の設置（ユニット型特養：多目的ホール）
ユニット型特養 エアコンの清掃

4. 備品等維持・管理

スカイリフトの購入

各事業所計画

(処遇方針)

1. サービスの質の向上
2. 組織の活性化
3. 人材育成
4. リスクマネジメント
5. 防災対策
6. 地域貢献（地域交流・貢献委員会）

I、特別養護老人ホーム（従来型）

(処遇方針)

丁寧で細やかな介護を継続し、チームケアの向上に取り組むことで、ご利用者が楽しく安心して過ごすことのできる質の高いサービス提供を目指します。
また、自分で考え、提案・行動のできる人材の育成に力を注いで参ります。

1. サービスの質の向上

<ケアマネ・相談>

- ・ご入居者の方がその方らしい生活を継続していくことができるよう生活歴をふまえ、個別のニーズに合わせた介護支援計画を立案して参ります。
- ・ご入居者及びご家族の思いや要望を多職種で共有し、利用者本位のサービスが提供できるよう調整を図って参ります。

<看護>

- ・ご入居者の健康状態を把握し、必要に応じた個々のケアが提供できるよう看護の質の向上に取り組んで参ります。
- ・ご家族の想いを理解し、ご入居者が安心して望む医療を受けることが出来るよう、医師・各専門職・家族の共通理解を確立しながら対応していくための橋渡し役としてサポートしていきます。
- ・他職種と協働してヒヤリハット・インシデント分析を行い、根拠のある対応策の検討及び実施に取り組みます。また、対応策実施後のモニタリングを行い、効果を分析、評価することで同様のミス・事故が発生しないように努めます。
- ・集団感染や二次感染等感染症に資する情報を収集し、適切な予防方法や対応手段等を発信・提案することで、施設内での感染症予防及び蔓延防止に努めます。

<介護>

- ・日頃から職員間で情報共有を図り、個々のご入居者に合わせたケアが切れ目なく継

続して提供できるようチームケアの強化に努めます。

- ・「いつものご入居者」を把握し、些細な変化に気づくことができるよう身体的・精神的の両面から観察する技術の向上に取り組みます。また、ご入居者の目線に立った寄り添うケアが実施できるよう介護の質の向上に努めます。

<栄養（給食）>

- ・食事摂取基準の改定に伴い、ニーズ、介護状態、食事形態を考慮した献立作成を行うことで個別対応に努めます。
- ・ご入居者の嗜好を考慮した行事食、参加型イベントを増やします。
- ・他職種と連携を図りながら嚥下困難な方、看取りの方、褥瘡の方への対応を行います。

<機能訓練>

- ・お一人お一人のニーズに寄り添った機能訓練計画を立案し、カンファレンスの時間を活用して各専門職の意見交換や意識統一を行うことで、他職種連携による介護予防に努めます。
- ・健康状態の把握と日常生活動作能力の変化点に着目し、職員間で統一したケアが提供できるように適時再評価をおこなう事とフォローアップを徹底します。
- ・新しい知識や情報を獲得して専門的な知識の向上に努め、現場で生かせる技術へと発展するよう働きかけます。

2. 組織の活性化

- ・報告・連絡・相談の徹底と、各職種の専門的視点を総合することで、偏ったものではなく共通認識のある結果結論を出すことができるよう、各職種の役割を明確化し、各専門職の出席と会議開催を確実にを行います。
- ・業務の改善・効率化を図り、職員の心身の負担を軽減することでモチベーションアップを目指します。

3. 人材の育成

- ・自分で考え行動できる「主体性」と「自主性」を持った職員の育成に努めます。
- ・やりがいや認められる喜びの経験を通じて、責任感のあるリーダー育成に努めます。
- ・根拠に基づいたケア方法を提案、選定、実践できる人材を育成します。

4. リスクマネジメント

- ・研修や勉強会を通じて知識や意識の向上を図り、身体拘束の廃止に取り組みます。
- ・ヒヤリハット・事故報告書の改善策の見直しを行い、繰り返し検証することで介護事故の未然防止・再発防止に努めます。

5. 防災対策

- ・施設全体で行われる避難訓練に参加し、防災に対する知識、意識の向上に努め、利用者の安全確保を徹底します。

【行事計画】

<行事関係>

年間行事	お花見・秋祭り・クリスマス会
季節行事	お正月・節分・ひな祭り・お花見・秋祭り・運動会・敬老会 福祉祭り・紅葉狩・クリスマス会・忘年会
週間行事	おやつ作り・園芸・音楽

II、特別養護老人ホーム（ユニット型）

（処遇方針）

今年度はこれまで積み重ねてきたユニットケアの継続と充実に臨み、専門性のある質の高い生活の実現を目指します。

また、24時間シートを活用し、ご入居者お一人おひとりの望む暮らしの情報を職員全員で共有することで標準的介護の提供を徹底していきます。

1. サービスの質の向上

<ケアマネ・相談>

- ・ご入居者の方がその方らしい生活を継続していくことができるよう、生活歴をふまえ、個別のニーズに合わせた介護支援計画を立案して参ります。
- ・ご入居者及びご家族の思いや要望を多職種で共有し、利用者本位のサービスが提供できるよう調整を図って参ります。

<看護>

- ・ご入居者の健康状態を把握し、必要に応じた個々のケアが提供できるよう看護の質の向上に取り組んで参ります。
- ・ご家族の想いを理解し、ご入居者が安心して望む医療を受けることが出来るよう、医師・各専門職・家族の共通理解を確立しながら対応していくための橋渡し役としてサポートしていきます。
- ・他職種と協働してヒヤリハット・インシデント分析を行い、根拠のある対応策の検討及び実施に取り組みます。また、対応策実施後のモニタリングを行い、効果を分析、評価することで同様のミス・事故が発生しないように努めます。
- ・集団感染や二次感染等感染症に資する情報を収集し、適切な予防方法や対応手段を発信・提案することで、施設内での感染症予防及び蔓延防止に努めます。

<介護>

- ・ユニットケアを理解し実践できるように職員の資質の向上を図り、より良いサービスの提供を目指します。

- ・ご入居者の希望や習慣、体調や活動量等を考慮して、お一人おひとりに合わせた個別ケアが提供できるように、職員間で情報共有しチームケアに努めます。

<栄養（給食）>

- ・食事摂取基準の改定に伴い、ニーズ、介護状態、食事形態を考慮し献立作成を行い個別対応に努めます。
- ・ご入居者の嗜好を考慮した行事食、参加型イベントを増やします。
- ・他職種と連携を図りながら嚥下困難な方、看取りの方、褥瘡の方への対応を行います。

<機能訓練>

- ・お一人おひとりのニーズに寄り添った機能訓練計画を立案し、カンファレンスの時間を活用して他職種連携による介護予防に努めます。
- ・健康状態の把握と日常生活動作能力の変化点に着目し、職員間で統一したケアが提供できるように適時再評価をおこなう事とフォローアップを徹底します。
- ・新しい知識や情報を獲得して専門的な知識の向上に努め、現場で生かせる技術へと発展するよう働きかけます。

2. 組織の活性化

- ・ユニット会議やカンファレンスでの意見交換を行うとともに、ユニットごとについていつでも自由に意見を出し合える環境を整え、実践したいケアが迅速に提供できる職場作りを目指します。
- ・業務の改善・効率化を図り、職員の心身の負担を軽減することでモチベーションアップを目指します。

3. 人材育成

- ・業務優先でなく入居者本位の意識を常に持ち、入居者の立場に立って考え行動のできる人材を育成します。
- ・根拠に基づいたケア方法を提案、選定、実践できる人材を育成します。

4. リスクマネジメント

- ・研修や勉強会を通じて知識や意識の向上を図り、身体拘束の廃止に取り組みます。
- ・ヒヤリハット報告書・事故報告書の改善策の見直しを行い、繰り返し検証することで介護事故の未然防止・再発防止に努めます。

5. 防災対策

- ・施設全体で行われる避難訓練に参加し、防災に対する知識、意識の向上に努め、利用者の安全確保を徹底します。

【行事計画】

<行事関係>

年間行事	お花見・秋祭り・クリスマス会
季節行事	お正月・節分・ひな祭り・お花見・秋祭り・運動会・敬老会 福祉祭り・紅葉狩・クリスマス会・忘年会
週間行事	おやつ作り・園芸・音楽

<栄養（給食）>

月	行事食	月	行事食
4月	お花見	10月	ふれあい祭り
5月	おやつ作り	11月	もみじ祭り そば打ち
6月	おやつ作り	12月	クリスマス会
7月	七夕 そうめん流し	1月	餅つき お正月料理
8月	夏祭り かき氷 お盆	2月	節分 握り寿司
9月	敬老会	3月	ひな祭り

Ⅲ、デイサービスセンター

(処遇方針)

前回の介護報酬改定では、基本報酬のサービス提供時間区分の見直しにより、実質的に引き下げが行われ、その代わりに各種加算の算定により収入を得よという国の方針が明確にされました。機能訓練加算、生活機能向上連携加算、ADL維持等加算、栄養スクリーニング加算等、介護保険サービスの利用を減らすことができるよう、在宅生活に必要な心身機能の向上や健康の維持をねらいとした加算が多数整備され、旧態である「預かり」機能から、在宅生活の継続を可能とする「介護予防」を目的とした効果型デイサービスへの脱却が、生き残るための必須事項となっています。当デイサービスでもその波に乗り、各職種の専門性の強化、根拠のある科学的介護の実践、自立・個別支援の強化に力を入れ、チームワークを最大限に活かした高品質なサービスを提供し、選ばれ生き残ることができるデイサービスとなるよう、取り組んで参ります。また、平成29年に要支援の方が介護予防・日常生活支援総合事業へ移行されました。現在当事業所では現行型のみ実施しておりますが、緩和型の実施事業所が少なく、市内には利用したくてもできない方が多数おられるのが現状です。地域社会貢献の一助となるべく、当デイサービスの利用者数の推移を見極めながら、緩和型通所サービスの参入に取り組んで参りたいと思います。

1. サービスの質の向上

<相談>

- ・求められるサービスが提供出来る様にご家族・ご利用者のニーズを把握し、職員間の情報共有を確実にを行います。
- ・ご家族・ケアマネジャーへの的確かつ細目な情報発信を行い、関係構築に努めます。

<看護>

- ・基本情報からご利用者の既往歴・疾病・内服状況等の状態把握とバイタルチェックや身体観察等から日々の異常の早期発見をもれなく行うことで、ご利用者の健康維持に努めます。
- ・ご家族や医療関係者、他事業所との連携を図り、チームケアにおける医療対応の一角を責任と自覚をもって担うと共に、ご家族への助言や健康相談に対応することで、在宅生活の継続を包括的に支援します。
- ・ご利用者の身体機能や生活環境等を把握し、負担が少なく継続可能かつ個々に合わせた適切な訓練を提供し、その方の身体機能の維持向上に努めることで在宅生活の継続を支援します。

<介護>

- ・ご利用者が在宅生活における日常生活動作が継続、維持出来る様「待つ介護」「しすぎない介護」を実践し、過剰な介護の抑制と残存機能の活用による身体機能の低下予防に努めます。
- ・「ご利用者を見る」「ご利用者の言葉を聴く」事を重視し、個人の能力や価値観に合わせたケアに取り組み、ご利用者の内面的モチベーションを引き出す事でご利用者の自立（自律）を支援します。

2. 組織の活性化

- ・専門性とチームワークの向上を目指し、各職種の役割を明確にした業務実践と職種間の情報共有を徹底します。
- ・個別の利用者に関する問題点とその解決方法及びその根拠を明確にし、全員で共通理解と意識統一する事で、標準化されたケアが一貫して提供できるよう努めます。
- ・職員同士で互いの得意分野・不得意分野を理解した上でフォローし合いながら業務に臨む意識・姿勢作りに取り組み、委縮する事なく能動的な業務遂行ができる職場風土の構築に努めます。

3. 人材育成

- ・施設内・外の研修へ積極的に参加する事で認知症ケア・身体介護等高齢者介護の知識及び技術と、言葉遣い等「心のおもてなし」である接遇技術の向上に取り組み、質の高いサービス提供ができる人材育成に取り組みます。
- ・日々の反省会やデイ会議、勉強会等を通して「根拠」を求める習慣作りに取り組み、科学的介護が提供できる人材を育成します。

4. リスクマネジメント

- ・送迎時は安全運転に努める様、常に職員の注意喚起を促します。また、各職員の運転技術を配慮した送迎担当者の配置を行い、交通事故の予防に努めます。
- ・感染症に関する研修等を通じて知識や対処方法等の技術向上に努め、感染症の発生や蔓延を防止します。
- ・これまでのヒヤリハット報告書を見直し、発生しやすいリスクを再確認すると共に、改善策の実施と効果の検証を繰り返し行う事で、介護事故の発生予防に努めます。
- ・各ご利用者に関する個人情報、その他書類・資料等を常に整理整頓し、紛失や間違い、漏洩の発生予防に努めます。

5. 防災対策

- ・施設全体で行われる土砂災害を想定した避難訓練及び火災を想定した避難訓練に参加し、防災の知識習得と意識の向上に努めます。

【行事予定】

月	行 事 内 容
4 月	花見
5 月	お菓子作り
6 月	うどん作り
7 月	そうめん流し
8 月	夏祭り
9 月	持ち帰り写真
10 月	運動会
11 月	子供神楽
12 月	餅つき
1 月	新年会
2 月	バレンタイン
3 月	おはぎ作り

IV、ケアハウス

(処遇方針)

介護予防・日常生活支援総合事業が始まり、要支援者が多いケアハウスでは様々な変化が見えてきました。訪問介護のご利用者においては、これまで一律介護保険適用でしたが、住民主体型サービスや自費サービス等サービス形態が多様化し、内容も制限されるようになりました。通所サービスのご利用者においては、今まで利用していた事業所が使えなくなったり、時間が極端に短くなり、運動主体で入浴なしといったご利用者のニーズに反した内容となったことから利用が減り、外出の機会が全体的に減少しました。入居者様の平均年齢は90歳であり、身体機能の低下は避けられない状態です。限りはありますが、できるだけ生活に支障が発生しないような援助や、楽しみある生活が継続できるようレクリエーションの実施、身体機能の低下をできるだけ予防するための負担の少ない運動提供等に取り組み、入居者様のケアハウスでの生活が継続できるよう努めていきたいと思っております。

1. サービスの質の向上

<相談>

- ・入居者様の「安心・安全」を第一に、ご家族との信頼関係の構築に努めます。
- ・多職種やケアマネと連携し、必要なサービスが提供できるよう調整を行います。

<介護>

- ・個々の生活スタイルを尊重しつつ、自立支援を妨げないよう適切な援助を行って参ります。
- ・介護予防への取り組みとして百歳体操・軽体操に加え、入居者様の楽しみを提供できるよう、各種企画に取り組みます。

2. 組織の活性化

- ・ケアハウスで孤立することなく、他部署との交流を深め様々な行事に積極的に参加・協力していくと同時にケアハウスの情報発信にも努めて参ります。

3. 人材育成

- ・施設内研修に参加し、知識や技術の向上に努めます。また、介護予防やレクリエーション等、入居者のニーズに沿ったものを提供できるよう勉強会を随時行って参ります。

4. リスクマネジメント

- ・昨年は居室内での転倒があり、うち2名が入院退去となりました。居室内は入居

様の自由な空間ではありますが、できる限り未然に転倒が防げるようハード面、ソフト面等様々な角度から整備・提案・助言に努めて参ります。

- ・各ご利用者に関する個人情報、その他書類・資料等を常に整理整頓し、紛失や間違い、漏洩の発生予防に努めます。

5. 防災対策

- ・夜勤者のいないケアハウスでは、非常時は各入居様の自己判断が必要となります。入居様の避難訓練への積極的参加を促し、防災意識の向上に努めてまいります。

月	行 事	月	行 事
4月	お花見ドライブ&外食	10月	秋祭り、さんまの炭火焼き
5月	バーベキュー（焼肉）	11月	紅葉見学&外食
6月	スイーツビュッフェ、懇談会	12月	忘年会、懇談会
7月	フルーツビュッフェ	1月	初詣&外食
8月	そうめん流し	2月	すき焼パーティー
9月	敬老会、懇談会	3月	握りずし、懇談会

V、居宅介護支援事業所

(処遇方針)

毎回議論されている居宅介護支援費の利用者負担の導入については見送られ、令和2年度の制度改正では処遇面に関しての変更はありません。しかし、今後更なる超高齢化社会に向けて介護保険制度は益々厳しくなります。持ち件数の上限が決まっていること、また昨年度と同様の報酬・加算であることを踏まえ、今年度も稼働率100%を目指します。また、利用者の『自立支援』の視点を大切にしながら、多様なケースに幅広く対応できるよう各職員のスキルアップを図り、「選ばれる居宅介護支援事業所」となるよう介護支援専門員の質の向上に取り組んで参ります。

1. サービスの質の向上

- ・施設内外で行われる研修会などに参加し、様々な知識や技術の習得に努め、介護支援専門員としての役割を効果的に果たせるよう資質や専門性の向上を目指します。
- ・専門職としての『聴く力』と『伝える力』を強化し、相談援助技術の向上を図ることができるよう定期的に相談援助に関する勉強会を実施します。

2. 組織の活性化

- ・毎月事業所内ミーティングを実施。課題や問題の共有と解決のための検討を行い、職員間で情報や意識の共有を図ることで、個々のケアマネが孤立せず自ら積極

的に行動できるよう情報や意識統一の流れが確立された職場づくりに努めます。

3. 人材育成

- ・職員一人一人が目標を持って知識や専門性の向上、業務に取り組めるよう研修会への参加や勉強会を実施します。
- ・定期的に自らケアマネジメントプロセスを振り返る機会を作り、内容について可視化することで良い点や課題、気づきなどを明確にし、質の高いケアマネジメントが実施できるようアセスメント力の向上を図ります。

4. リスクマネジメント

- ・年に2回以上自己点検シートを活用しながら各点検項目に添って適正に行えているかについて確認を行い、報酬返還や指定取り消し等に陥ることがないように努めます。
- ・各ご利用者に関する個人情報、その他書類・資料等を常に整理整頓し、紛失や間違い、漏洩の発生予防に努めます。

5. 防災対策

- ・施設内で行われる避難訓練に参加し、火災・地震・土砂災害への危機感を持ちながら防災に関する知識を習得し、利用者及び家族に情報提供を行うことができるよう努めます。

VI、地域包括支援センター

(処遇方針)

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年問題では、医療や介護などの社会保障費の増大が懸念されるため、高齢者の自立支援をいかに考えていくか、また健康寿命を延ばすためどのような取り組みが必要か、考えていく必要があります。地域包括支援センターでは、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を市・地域住民・各社会資源等と連携をとりながら包括的に支え、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと生活を続けられるよう様々な面から支援して参ります。また、今後の介護需要増大に伴い重要となる「地域包括ケアシステム」の構築として、「住まい」「医療」「介護」「生活支援・予防」をトータルにサポートする仕組みの基盤となる地域づくりや認知症施策に力をいれて参ります。

1. サービスの質の向上

- ・認知症施策の推進として認知症SOS声掛け訓練や認知症カフェを行いながら、理解を深めるための努力と地域住民や小学生に認知症サポーター養成講座を積極的に行います。
- ・地域ケア個別会議を元に多職種協議を行い、幅広い知識とアセスメント力の向上

を図ります。

2. 組織の活性化

- ・必要事項は必ず職場全体で協議の場を持ち、活発な意見交換や内容結果の共有を図ることで、部署全体が同じ方向を向いて進むことができるよう努めます。
- ・市からの委託業務である等法人内で他に類を見ない特殊な部署であるため、月に1度のミーティングでの活動内容の積極的な報告や、施設内で活用できる情報・技術・知識の提供、各種会議や委員会で積極的に関わっていくことで、法人内の孤立化を防ぎ、地域包括支援センターの強みを施設に生かせるよう取り組んで参ります。

3. 人材育成

- ・地域包括支援センター内で月に1回介護予防に重点を置いた勉強会を行い、目標達成に向けた取り組みができるよう、各職員のスキルアップを図ります。
- ・施設内外の研修に積極的参加に取り組みます。研修後は研修内容の提供と共有を行うことで、無駄なく職員全員のスキルアップができるよう努めます。

4. リスクマネジメント

- ・給付管理や請求等間違いのないように努め、減算や指導というようなことにならないよう細心の注意を払って業務に取り組みます。また訪問時ご利用者やそのご家族とのやり取りの中、職員の言動や説明でクレーム発生とならないよう、接遇向上の意識と誠意ある姿勢の実行に努めます。
- ・公用車を運転する際は「だろー運転」ではなく「かもしれない運転」を心掛け、交通事故防止に努めます。
- ・各ご利用者に関する個人情報、その他書類・資料等を常に整理整頓し、紛失や間違い、漏洩の発生予防に努めます。

5. 防災対策

- ・小地域ケア会議を通じて、地域で暮らす一人暮らし高齢者や高齢者世帯を対象にした見守り台帳を作成することで、援護を必要とする住民を確認し、災害時には行政と協力し、速やかに対応できる体制を整えます。
- ・施設内の防災訓練・避難訓練に参加し、避難援助がスムーズに行えるように日頃からの心得と防災意識の向上に努めます。